

板橋区終活情報登録事業実施要綱

令和8年9月 28 日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、緊急連絡先等の終活関連情報を、あらかじめ板橋区(以下「区」という。)に登録し、対象者本人(以下「登録対象者」という。)が病気・事故等で意思表示できなくなったとき又は死亡したときに、警察、消防、医療機関、区の福祉関係課及びあらかじめ照会可能な者として登録された者(以下「照会可能な登録者」という。)からの照会に基づき区が開示することで、登録対象者の意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療・円滑な死後事務等の実現につなげることで、登録対象者の尊厳を守るとともに今後の人生をより豊かで安心できるものにするを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、区内に住所を有する 65 歳以上の者であって、登録を希望するものとする。ただし、区長が特に必要があると認める者はこの限りでない。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、区とする。ただし、区長は、本事業の一部又は全部を適切な団体に委託することができる。

(登録の申請)

第4条 本事業を利用しようとする登録対象者は、板橋区終活情報登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により、区長に登録を申請するものとする。

2 登録対象者が認知症その他の疾病、事故等により意思能力を欠く場合は、成年後見人が前項の申請をすることができる。

3 前2項の規定による登録対象者又は成年後見人(以下「申請者」という。)が登録することができる情報(以下「登録情報」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(登録証の交付等)

第5条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、登録を行ったときは、登録対象者に対し、板橋区終活情報登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(申請書等の保管)

第6条 区長は、第4条の規定により提出された申請書を紙媒体で保管するものとし、登録情報を電子データで作成した台帳に保存し、電算処理を行うものとする。

(登録情報の開示)

第7条 区長は、第4条の規定により登録された登録情報について、警察、消防、医療機関、区の福祉関係課又は照会可能な登録者から照会があった場合において、次項各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を開示することができる。

2 登録情報を開示することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)区長が登録対象者の生命、身体又は財産の保護のため必要があると認めるとき。

(2)登録対象者が死亡したとき。

3 第1項の規定による登録情報の開示方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1)警察、消防、医療機関又は区の福祉関係課 書面による開示。ただし、緊急時はこの限りではない。

(2)照会可能な登録者 板橋区終活情報登録照会書(第3号様式)の提出に基づく書面による開示

(登録情報の変更等)

第8条 区長は、第4条の規定により登録された登録情報の内容を確認するため、申請者に対し、毎年1回、電話、電子メール又は書面により連絡を行うものとする。

2 申請者は、登録情報に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、板橋区終活情報登録事業登録内容変更(廃止)届出書(第4号様式)により、速やかに区長へ届け出るものとする。

(登録の廃止)

第9条 区長は、登録対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

(1)区外へ転出した後3年を経過したとき。

(2)死亡した後3年を経過したとき。

(3)第8条第1項の規定による確認を3年連続して行ったにもかかわらず、申請者と連絡が取れないとき。

(4)第8条第2項の規定による登録廃止の届出があったとき。

(5)登録内容に不正又は虚偽があることが判明したとき。

2 区長は、前項第4号又は第5号の規定により登録を廃止したときは、板橋区終活情報登録事業登録廃止決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(登録情報の管理状況の確認)

第10条 区長は、登録情報の適正な管理及び個人情報の適切な保護を図るため、受託者に対し、毎年1回以上、登録情報の管理状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査の結果、登録情報の管理が適正でないと認めるときは、受託者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 受託者は、前2項の規定による報告、調査及び必要な措置の求めに誠実に対応しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

登録情報	申請者が登録 できる情報		情報開示先及び内容		
	本人	後見人	警察・消防 医療機関	区の福祉関 係課	照会可能 な登録者
1 基本情報(登録対象者、申請者) (氏名・住所・電話番号・メールアドレス・生年月日)	○	○	○	○	○
2 緊急連絡先	○	○	○	○	○
3 本籍・筆頭者	○	○	○	○	○
4 通院先・病名・症状等	○	○	○	○	○
5 既往歴・現病歴・アレルギー	○	○	○	○	○
6 リビングウィルの保管場所	○	○	○	○	○
7 エンディングノートの保管場所	○	○	○	○	○
8 臓器提供の意思	○	○	○	○	○
9 献体登録先	○	○	○	○	○
10 所属のコミュニティ等	○	○	○	○	○

※ 「○」は、申請者が登録することができる情報又は当該開示先に開示することができる情報であることを示す

板橋区終活情報登録申請書

(受付日) 年 月 日

(宛先)板橋区長

私は、以下の事項について同意・希望し、終活情報の登録を申請します。

- ☐ 病気や事故等により意思表示ができなくなったとき、また死亡したときに、私が事前に登録した情報を、警察、消防、医療機関、区の福祉関係課(以下「関係機関」と言います。)及び照会可能な登録者からの照会に対し、区が開示すること。
- ☐ 登録情報の開示により生じたトラブル等について、区が一切の責任を負わないこと。
- ☐ 板橋区や板橋区社会福祉協議会が発信する、暮らしに関する情報を受け取ること。
- ☐ 連絡が取れない状態が3年続いた場合、死亡後3年が経過した場合、または届出なく転出した場合は、自動的に登録廃止とする。

1.基本情報

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

登録対象者 (本人)	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	(自宅) (携帯)
	メールアドレス	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
【担当者使用欄】身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ その他()		

下記の欄は、登録対象者(本人)と登録申請者が異なる場合だけ、ご記入ください。

申請者 (本人または 成年後見人)	ふりがな	
	氏名	
	本人との関係	
	住所	〒
	電話番号	(自宅) (携帯)
	メールアドレス	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
【担当者使用欄】身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 成年後見人であることが証明できるもの ☐ その他()		

2. 緊急連絡先(個人・法人とも登録可)

関係機関から区へ開示請求があったときは、開示先が番号順に連絡します。

	氏名(名称)	関係	住所・電話番号	登録の同意 (○をつける)
1	ふりがな		住所	有 無
			電話	
2	ふりがな		住所	有 無
			電話	
3	ふりがな		住所	有 無
			電話	
4	ふりがな		住所	有 無
			電話	

3. 本籍・筆頭者

【開示先】1. 関係機関

2. 緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

本籍	筆頭者

4. かかりつけ医療機関

【開示先】1. 関係機関

2. 緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

	医療機関名称	病名・症状	処方薬
1	電話		
2	電話		
3	電話		
4	電話		

5.既往歴、現病歴(アレルギー含む)

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

既往歴	
現病歴	
アレルギー	□無 □有()

6.リビングウィル(延命治療・終末期医療の意思)の保管場所

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

保管場所	
------	--

7.エンディングノートの保管場所

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

保管場所	
------	--

8.臓器提供の意思

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

☐ 希望しない ☐ 希望する → ☐ マイナンバーカードに記載 ☐ 資格確認書に記載 ☐ 運転免許証に記載 ☐ その他記載場所()
--

9.献体登録先

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

☐ 登録なし ☐ 登録済み (登録先 電話番号)
--

10.所属のコミュニティ、グループ、支援事業所等

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

コミュニティ、グループ、支援事業所等	電話番号(番号のみ)

11.その他

登録情報の更新・変更確認日(担当者記載)

年

月頃

※登録継続希望の有無及び登録情報の変更の有無を確認します。

※確認は、窓口、電話、電子メール又は郵送により行います。

第2号様式(第5条関係)

板橋区終活情報登録証

(受付日) 年 月 日

私は、以下の事項について同意いたします。

- ☐ 病気や事故等により意思表示ができなくなったとき、また死亡したときに、私が事前に登録した情報を、警察、消防、医療機関、区の福祉関係課(以下「関係機関」と言います。)及び照会可能な登録者からの照会に対し、区が開示すること。
- ☐ 登録情報の開示により生じたトラブル等について、区が一切の責任を負わないこと。
- ☐ 板橋区や板橋区社会福祉協議会が発信する、くらしに関する情報を受け取ること。
- ☐ 連絡が取れない状態が3年続いた場合、死亡後3年が経過した場合、または届出なく転出した場合は、自動的に登録廃止とする。

1.基本情報

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

登録対象者 (本人)	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	(自宅) (携帯)
	メールアドレス	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
【担当者使用欄】身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ その他()		

登録対象者(本人)と登録申請者が異なる場合だけ、ご記入ください。

申請者 (本人または成年後見人)	ふりがな	
	氏名	
	本人との関係	
	住所	〒
	電話番号	(自宅) (携帯)
	メールアドレス	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
【担当者使用欄】身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 成年後見人であることが証明できるもの ☐ その他()		

2. 緊急連絡先(個人・法人とも登録可)

関係機関から区へ開示請求があったときは、開示先が番号順に連絡します。

	氏名(名称)	関係	住所・電話番号	登録の 同意 (○をつ ける)
1	ふりがな		住所	有 無
			電話	
2	ふりがな		住所	有 無
			電話	
3	ふりがな		住所	有 無
			電話	
4	ふりがな		住所	有 無
			電話	

3. 本籍・筆頭者

【開示先】1. 関係機関

2. 緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

本籍	筆頭者

4. かかりつけ医療機関

【開示先】1. 関係機関

2. 緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

	医療機関名称	病名・症状	処方薬
1	電話		
2	電話		
3	電話		
4	電話		

5.既往歴、現病歴(アレルギー含む)

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

既往歴	
現病歴	
アレルギー	□無 □有()

6.リビングウィル(延命治療・終末期医療の意思)の保管場所

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

保管場所	
------	--

7.エンディングノートの保管場所

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

保管場所	
------	--

8.臓器提供の意思

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

☐ 希望しない ☐ 希望する → ☐ マイナンバーカードに記載 ☐ 資格確認書に記載 ☐ 運転免許証に記載 ☐ その他記載場所()
--

9.献体登録先

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

☐ 登録なし ☐ 登録済み (登録先 電話番号)
--

10.所属のコミュニティ、グループ、支援事業所等

【開示先】1.関係機関

2.緊急連絡先で指定した人(□1 □2 □3 □4)

コミュニティ、グループ、支援事業所等	電話番号(番号のみ)

11.その他

登録情報の更新・変更確認日(担当者記載)

年

月頃

※登録継続希望の有無及び登録情報の変更の有無を確認します。

※確認は、窓口、電話、電子メール又は郵送により行います。

第3号様式(第7条関係)

板橋区終活情報登録照会書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

私は、板橋区終活情報登録をしている_____の照会可能な登録者として登録されているため、以下のとおり登録情報の照会をします。

フリガナ	
氏名	
住所	〒
電話番号	
開示する情報 ※開示を希望する情報にチェックをしてください。本人の希望により情報を開示できない場合があります。	1. ☐ 基本データ 2. ☐ 緊急連絡先 3. ☐ 本籍・筆頭者 4. ☐ かかりつけ医療機関 5. ☐ 既往歴・現病歴（アレルギーを含む） 6. ☐ リビングウィル（延命治療・終末期医療の意思）の保管場所 7. ☐ エンディングノートの保管場所 8. ☐ 臓器提供の意思 9. ☐ 献体登録先 10. ☐ 所属のコミュニティ、グループ、支援事業所等
照会理由	
【担当者使用欄】 身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ その他（ ）	

第4号様式(第8条関係)

板橋区終活情報登録変更（廃止）届出書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

板橋区終活情報登録の登録内容を変更（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

申請者 (本人または成年後見人)	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	(自宅) (携帯)		
	メールアドレス			
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
【担当者使用欄】 身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 成年後見人であることが証明できるもの ☐ その他()				

下記の欄は、申請者(本人または成年後見人)と登録対象者が異なる場合だけ、ご記入ください。

登録対象者 (本人情報)	フリガナ		
	氏名		
	本人との関係		
	住所		〒
	電話番号		(自宅) (携帯)
	メールアドレス		
	生年月日		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
【担当者使用欄】 身元証明 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 成年後見人であることが証明できるもの ☐ その他()			

情報変更（廃止）内容

※該当する項目のチェックし、変更の届出は内容をご記入ください。

☐ 登録を廃止

廃止理由	
------	--

☐ 登録内容の変更

変更内容	
------	--

・, 年 月 日

板橋区終活情報登録事業登録廃止決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で提出された、板橋区終活情報登録事業 登録内容変更(廃止)届出書（第4号様式)に基づき、登録を廃止したので通知します。

登録対象者	氏名	生年月日	年	月	日
	住所				
登録年月日	年 月 日				
登録番号					
廃止届出者	(本人・成年後見人) 氏名				
廃止日	年 月 日				